発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所　つじ印刷所
定価　一部五円

大村市の人口

12,213世帯

7月末		57,093人
	男	27,434
	女	29,659
	出生 57 / 転入 280	337
	死亡 25 / 転出 389	414

國民年金で老後は安心

加入の受け付けは十月一日から

※※※※※

老令、障害、母子の三つの福祉年金が昨年十一月から支給されていますが、来年四月から発足する拠出制国民年金の受け付けがことしの十月一日からはじまります。

そこでこの制度のあらましについて、国民年金の事務を取り扱っている福祉事務所に聞いてみました。

※※※※※

福祉年金手帳を受けとるおばあさんたち

この制度のあらまし

どんなしくみですか

社会保障制度は国の責任であるとともに国民お互いの責任でもあるわけです。そこで国民年金は、あらかじめ若くて働ける間に自分の力で、きめられた期間積み金をしておき、一定の年令や条件に達した場合年金の支払いを受けることになります。

またわたしたちが納めた保険料の五〇%に当る額を国が毎年負担し保険料と合せて積立てて年金を支払うための基金とすることになっています

なぜこの制度ができたのですか

大きな会社や工場あるいは官公庁などの勤め人には現在厚生年金や恩給などの年金制度があって、老令になったときなど保障を受けるしくみになっています（全国民の三二%）が、わたしたちの大半をしめる農漁民や中、小商工業者は年金制度からとり残されていました。（全国民の六八%）

そのため、これらのかたがたが年をとって働けなくなったり、または未亡人、身体障害者など不幸な状態になった場合でも、安心して生活ができるようにしようという目的で、この国民年金制度ができたのです。

年金の種類と支給額

年金の種類はどれだけですか

拠出制の年金には、①老令②障害③母子④遺児⑤寡婦の五つの年金があります。

老令年金

保険料を十年以上納めたかたが六十五才になったときから納めた期間によって一万二千円から四万二千円までの年金額が支給されます。

障害年金

被保険者の期間が三年以上で、そのうち一年半以上保険料を納めたかたが病気やケガによって身体障害者になったときに二万四千円から四万二千円までの年金額が支給されます。

母子年金

被保険者の期間が三年以上で、そのうち一年半以上保険料を納めていた奥さんが、夫と死に別れて十八才以下の子供といっしょに生活しているときに一万九千二百円から二万五千八百円までの年金額が支給されます。

遺児年金

障害年金と同じく被保険者の期間または保険料を納めていた親に死に別れた十八才未満の遺児に七千二百円から一万五百円までの年金額が支給されます。

寡婦年金

婚姻関係を十年以上続けてきた夫が死亡したとき、その夫が老令年金をうける資格があった場合にその奥さんが六十才から六十五才になるまで六千円から二万一千円までの年金額が支給されます。

加入する人と保険料

どんな人が加入するのですか

来年四月一日現在で、日本に住んでいる二十才から四十九才までのかたで他の年金制度に加入していない人は全部加入しなければならないことになっています。

しかし、学生や他の年金制度に加入しているかたの配偶者つまり奥さんは希望によって加入することができ、また来年四月一日で五十才以上五十五才未満のかたも希望すれば加入ができます。

保険料はいつからいくら納めるのですか

来年四月分から六十才になるまで納めることになります

金額は二十才以上三十四才までは月百円、三十五才以上五十九才までは月百五十円です。（三十五才になるとその月から百五十円になります）国民年金に加入した人はだれでも保険料を納めなければなりません。

免除もできる

しかし失業や病気などの事情で保険料を納めることがむづかしいと認められるときはその期間、申請をして免除されます。

また、生活保護を受けているかたや、現在、障害、母子の福祉年金を受けているかたは申請をしなくても、その受けている期間は免除されます

保険料はどんな方法で納めるのですか

保険料を納める方法は「国民年金印紙」を買い、国民年金手帳にはりつけていただきます。（印紙をはった手帳は納期限までに市長に提出して検認を受けてもらいます）別に前納の制度もあります。

保険料の納期限は一、二、三月分を四月末日まで、以下三カ月分をその翌月末日までとなっています。

大体のあらましはよくわかりましたが、つぎのようなことが心配になるのですが

二十才から六十才までの四十年間掛金して、月額三千五百円（年四万二千円）もらうが、四十年もさきの生活を考えると月三千五百円の価値が不安です

この点は絶対に安心です。

生活水準の向上と物価指数の変動に適応するように、五年ごとに再計算され、改正されますから現在の価値と同じ価値のものが受け取れることになります。

国民年金加入者が他の職域の年金制度に加入した場合やその反対の場合はどうなりますか

職場の年金制度では大体二十年、国民年金では十年以上保険料を納めなければ老令年金はもらえませんが、職業をかえた場合はそれぞれ異った年金制度に加入しなければならないため、どれからも受取れないという困った結果になることが当然予想されます。

それで来年四月一日以後はそれぞれの年金制度の被保険者期間を合計して定められた期間以上になれば老令年金がもらえる仕組（ジュズツナギ通算方式）がとられることになっています。

掛金の額と受け取る金額はどのくらいになるでしょうか

二十才の人が四十年間保険料を納めたとしますと、その納めた総額は六万三千円となります。

この人が六十五才からもらえる老令年金は一カ年に四万二千円になります。だから払い込んだ六万三千円は一年半でかえってくることになります。

六十五才前に死亡したときは掛金した保険料はかけ捨てになると思いますが

二十才の人が百人いる場合これらの人が六十五才になると約六十五人になります（いままでの統計による）ので、約三十五人は現在の制度ではかけ捨てとなります。

しかしそのうちの約十七人は母子年金、遺児年金、寡婦年金をもらう人がいるため実際にかけ捨てとなる人は約十八人といわれています。

なお、この点については掛金額の何割かを死亡見舞金として還付するように制度が改正される（厚生省国民年金局長談）と聞いています。

なお、そのほかくわしいことについてはこの「市政だより」でお知らせしますが、ご不審の点の問合せや部落別に説明会を希望される場合は、ご遠慮なく福祉事務所または出張所へ申し出てください。

（福祉事務所）

お知らせ板

県が保証する引揚者更生資金を貸付

県が保証する引揚者更生資金の貸付申し込みをつぎのとおり受け付けます。

△貸付対象　引揚者国庫債券の交付を受けた生活困窮者、高令者または母子世帯の世帯員などで、申請の日まで引つづき六カ月以上長崎県に住居を有し、国債に記名されているもの。

△申込　九月一日～十日米の通帳わよび国庫債券と印鑑を持って申請書を出してください。（申請書は福祉事務所に準備してあります。）

なお、貸付が決定したかたの貸付時期は十月中旬ごろの予定です。

（福祉事務所）

福祉年金六日から支払い

九月六日から五、六、七八月の福祉年金が郵便局の窓口で支払われます。

国民年金手帳と印鑑および受領証書をもって指定の郵便局で受け取ってください。

証書の受取は早めに

なお、六月に所得状況届を出したかたには八月末までに各地区で国民年金証書をお渡ししましたが、まだ受け取っていないかたは早めに（保管証と印鑑をもって）福祉事務所で受け取ってください。九月五日までに受け取らないと六日からの年金の受給ができません

（福祉事務所）

九月の実弾射撃

大村部隊では九月の実弾射撃をつぎのとおり行ないます。

9月1～3日・5～10日・26～30日（午前八時から午後五時まで、場所＝池田射撃場）

立入禁止区域は赤旗をたてて係員が警戒しています

10月からの予定

なお、十月から十二月までの実施予定はつぎのとおりです。

〔十月〕3～8日・10～14日・17～21日

〔十一月〕2～5日・7～12日

〔十二月〕1～3日・5～10日・12～17日

（庶務課）

5日から豚コレラの予防注射

豚コレラ病が市内に本年になって三月と五月の二回にわたって発生しましたが予防注射、防疫の徹底により、小範囲で終息しましたが、秋の定期予防注射をつぎの日程で実施します。

なお、雨天その他の理由で中止（延期）した地区はあらためて農協を通じてお知らせします。

〔日程〕

△松原地区　9月5・6日

△竹松地区　8・9・10日

△西大村地区　12・13・14・16・17・19日

△鈴田地区　21・22・24日

△大村地区　26・27日

△三浦地区　10月5・6日

△福重地区　7日

△萱瀬地区　8日

〔手数料＝注射と証明書交付〕

一頭につき子豚（二十キロ以内）六十円　大豚（二十キロ以上）百十円

手数料は注射当日納めてください（家畜保健衛生所）

畜産共進会は10月28日

第十一回畜産共進会が十月二十八日（天皇行幸の日）に開催されることになりました。出場畜種は和牛、乳牛、馬、豚、めん羊、山羊、種鶏（豚は展示だけ）で農協や畜産団体の予選を通過したものです。出品資格などは本紙次号に掲載します。

柔道審査

△日時　九月十一日午後一時△場所　大村中学校道場

△審査　三段以下　△申込　当日まで　詳細は当日試験場にて

国勢調査が十月一日現在で行なわれます＝親も子も孫も調査の仲間入り

監査公表

大市監査公表第二号

地方自治法第百九十九条第三項の規定に基づいて農林課及び建設課の昭和三十四度定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年七月二十八日

大村市監査委員　北野康
同　小西守

1 監査の種類　定期監査
2 監査の時期　昭和35年4月26日から昭和35年4月26日まで
3 監査の対象　農林課　4月22日から4月23日まで
建設課　4月26日から4月26日まで
4 監査の結果

建設課

1 概要

当課は、課長以下四十九名（うち臨時雇十九名を含む）で監理、土木および建築の三係に分れ、道路橋りょう、港湾、河川、その他土木工事および建築工事の計画設計施行並びに住宅建設、都市計画等に関する業務を分掌しており近代都市としての環境整備推進のため当課の任務が重大であることはいうまでもないところである。

事務整理については改善の跡が見受けられ、おおむね良好な状態であるが、書類整理の形式的な面の整備にとどまらず、その内容も整備充実する必要があり再検討が望まれる。

昭和三十四年度土木工事および建築工事の実施状況は下表のとおりである。

2 市道管理について

現在の道路台帳は、その様式において建設省令に示されたものと異り、記載内容も所定の要件に欠けており、かつ認定路線についても、台帳に登載されていないものが、相当数あり、早急に整備に着手せられたい。

なお、現在市道としての路線が認定され、道路区域の決定の公示がなされているもので供用開始に至ってない路線は下表のとおりである。

また供用されている市道のうちには、従来の里道を市道として路線の認定、並びに区域決定したものがあるが、所定の幅員もなく旧状のままのものも相当あり、これらの市道については少なくとも年次計画をもって改良整備されることが望ましい。

道路の新設、改築等については、事務手続きの完了をまたずして、工事が行なわれがちであるが、工事着工に際しては重要手続きが欠けないよう特段の留意が望まれ、止むを得ない事情により、工事が先行する場合は、その欠除部分の補正手続きは早期になされたい。

なお、つぎは工事先行の著しい事例であり、現在に至るも手続きの事後補正が行なわれず、その解決が困難となっているものであるが、今後の道路行政の計画性の問題として、一考を要するものである。

すなわち市道一〇一号線（徳泉川内郷清水から木場郷向木場まで）は、昭和三十一年十二月市道として路線認定が行なわれ、昭和三十二年一月道路の区域決定（幅員四・五メートル　延長一、九五〇メートル）の公示がなされているものを昭和三十四年十二月さらに道路の区域を変更して（新設部分幅員四メートル　延長一、三四〇メートル）着工されたものであるが（工期約一週間）当該工事は新設改良工事費としての予算がなくまた工事施行に際しての手続き、すなわち

供用を開始していない路線

路線番号	路線名	認定告示年月日	区域決定告示年月日	区間	幅員（m）	延長（m）
179	祝崎舟津線	昭和34.1.17	昭和34.1.17	祝崎郷字宝屋平から同郷字舟津平まで	4.5	500
182	久原鳥帽子谷線	〃	〃	久原郷字上久原から木場郷字塘の下まで	7.0	2,320
183	鳥帽子谷松尾線	〃	〃	木場郷字鳥帽子谷から同郷字萩山まで	4.5	1,750
185	草場線	〃 11.13	〃 11.13	皆同郷高瀬から四の郷古田まで	4.0	1,570

1区域変更の公示手続き

2道路の新設部分に市有地があり、その一部が潰地（八百二十坪）となっているので、主管課との正式協議手続（私有地の潰地（千四百八十坪）については所有者の譲渡承諾書は徴されている。）等の処理がなく工事が施行されており遺憾な処理といわざるを得ない。

なお、当該工事については、もともと地元の強い要望があったのであるが、当時付近において、ブルドーザを使用して、山地開拓が行なわれており、この機会を利用すれば、借上料等工事経費が安価ですむとの判断から当該ブルドーザが借受けられ、さらに地元住民の労働奉仕により、前記工事（路面形成）がほぼ完成されたものであるが、現在に至るもその補正手続きがなされていないものである。

以上の事実については、予算なき工事施行の処置が違法であることは論をまたないところであり、その他内部事務処理についても、全く事務手続きが無視され、専ら口頭指揮によって工事が施行された結果となっており、地元の熱望にこたえる主観的動機は理解されるが、緊急度、優先の判断を誤るときは公正を失する行政との批難を免れない結果におちいるものであり、すでに、指摘した技術部門にありがちな事務軽視、技術偏重の傾向は、その後改善努力の跡を認めるものであるが、今後さらに適切な指導監督を行ない業務の執行に遺憾なきを期せられたい。

潰地の登記事務については早期処理に意を用いられているが、なお、未登記件数は下表のような状況である。

未登記の主な原因は、(イ)災害復旧その他の事由により、急施を要する等、工事着手が登記事務に先行し、関係地番字図、境界等の踏査確認が遅れ、不突合のもの　(ロ)市道でない既存道路が市道として認定供用され、その潰地面積、地番が明確でないもの　(ハ)未登記のままつぎつぎに転売され所有権移転登記がなされていないまま現在に至っているもの、および相続登記がなされてなく、相続関係者が多数でその中、死亡、失踪を生じたもの等が挙げられるのであり、この点急速な解決が望めなかった面も認められるが、工事施行に際しては登記事務に支障をきたさないよう留意が望まれる

未登記件数調　昭和35.4.30現在

関係年度	30以前	31	32	33	34	計
件数	243筆	68	109	9	32	461

注　30年以前分の未登記件数は30・・31在においては632筆

市道占用許可並びに占用料徴収の状況は、下表のとおりであるが、不法占用に対する積極的な取締りは行なわれておらず、道路管理の面からも道路占用についてさらに積極的な啓発指導が望まれる。

3 港湾施設使用料について

港湾施設使用料は、三十四年度荷揚場使用料は二十二件の一一、二三〇円の実績となっているが、根拠条例たる港湾使用料徴収条例は、昭和二十二年制定され、その後改正はなく、上屋起重機等の施設も存在せず、整備不充分と思われ再検討の要が認められた

4 住宅使用料の徴収等について

住宅使用料の収納状況は下表のとおりであるが、年々増加の傾向にある滞納使用料の確保については、さらに検討強化の要が認められるが、その徴収方法についても不適当な面があり、すなわち納入義務者が、納付に際して滞納各月分のうち随意指定した月分に当て整理しているため、同一人における年間の納入状況は順次月を追っての整理がなく（たとえば、九月および十二月分が未納となって繰越整理されているものが見受けられる）このような処理は後日未納の事実に疑義を抱かれるおそれもあり適当でないので今後滞納処分等と併せその徴収方法について考慮せられたい。

土木、建築工事実施状況

34年度土木工事 工事種別	件数	工事費	34年度建築工事 工事種別	件数	工事費
道路維持	2	138,000円	増築工事	16	8,686,346円
新設改良	3	8,399,000	新築工事	22	34,186,325
単独災害	22	998,000	改築工事	5	950,950
国庫災害（建設省）	23	21,705,000	修築工事	75	2,078,487
〃（農林省）	1	320,000	移築工事	2	613,000
都市計画	3	10,490,000			
合計	54	42,050,000	合計	120	46,515,108

昭和34年度市道占用料徴収状況（件数は許可件数）

種別 / 件数・金額	電柱	広告塔標識	仮設建築物	水道、下水道管等	通路その他	露店商品置場	工事用板囲足場等	土石竹木その他工事材料	合計
件数	11件	5件	5件	3件	2件	15件	6件	16件	63件
金額	87,900円	750円	4,690円	285円	3円	3,108円	4,353円	9,526円	110,615円

昭和34年度住宅使用料収納状況調

区分	調定額	収入済額	収入未済額	備考
使用料（市営）	5,520,048円	4,953,673円	566,375円	
〃（県営）	1,240,212	1,191,512	48,700	
〃（過年度分）	1,659,418	189,360	1,470,058	33年度以前
合計	8,419,678	6,334,545	2,085,133	

被保険者証の無効公告

被保険者証番号	世帯主氏名	住所	無効年月日	理由
三一七四二	近藤国	九班	35・8・23	その他
三〇六三二	井石典男	上小路第二住宅	4・1	その他
三〇一三五	福田明次	前舟津二班一一六	5・2	社会保険加入

BBS大会で表彰された田中さん

市内池田郷田中誠さんは七月三十日別府市で開かれた九州地区BBS大会の席上、BBS会の運営、非行少年の更生に努力された功績により、九州地区更生保護委員会委員長から表彰状と記念品を贈られました。

田中さんは昭和三十年から三十一年まで大村BBS会会長を、同三十二年から現在まで事務局長をつとめ、会の円満な運営をはかるとともに非行少年の更生に非常な努力をされました。

（福祉事務所）